大田区社会福祉法人経営力強化事業補助金について（案）

補助制度の目的：

平成29年度施行改正社会福祉法には、①経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与の在り方の５つの重点事項がある。このうち、①～③を中心に、区長所轄社会福祉法人が対応に苦慮している。特に小規模な社会福祉法人において制度改正の理解や対応する人的・物的・資金的資源が不足し、実務上適正に対応できない状態になってしまっている面が見受けられる。

所轄法人の健全な制度改正対応がなされることにより、当該法人が運営する施設の利用者（主に区民）に対し、適切なサービスを継続して提供できるように、区として一定の補助をする。

補助の概要：

社会福祉法人制度改革が実施され、所轄庁は、平成29年度から平成31年度までの３箇年で、所轄する全社会福祉法人の指導監査を一巡することが求められている。指導監査の実効力を高めるため、法人の自主的な課題解決を促す支援という観点から、経営力強化事業補助を時限的に実施する。

具体的には、平成30年度、31年度の２箇年限定で、一定の要件を満たす小規模な社会福祉法人に対して、ガバナンスの強化、透明性の向上（ホームページによる情報公開強化等）、財務規律の強化に資するため、研修や、経営コンサルティングを受ける場合や、ホームページの整備による適切な情報公開を実施する場合において、所要費用額の２分の１（上限１件10万円。対象期間に亘り，１法人あたり１回のみ）を補助する。１箇年度あたり予算50万円を上限とする。

平成30年度の主なスケジュール予定

平成30年4月以後、事前相談を受けます。申込みをいただき、内示が出た後に、平成30年度中に対象となる事業を実施し、実績報告書を区に提出する流れとなります。区から補助金額の確定の通知を受領後区に補助金を請求していただくことになります。

　法人**事前相談→**法人**申請申込み**→区申請書等の検討の上内示→法人対象事業の実施→法人対象事業の終了・又は年度終了→法人**30日以内に事業実績報告書を提出**→区報告書の審査→区補助金額の確定通知→法人**補助金の請求**→区補助金交付

詳細は決まり次第、区のホームページ等で周知します。また、平成31年度についても同様に詳細が決まり次第周知します。